

区役所の概要

(1) 区役所の位置について

地方自治法により、政令指定都市は必ず行政区を設け、区の事務所(区役所)を設置しなければならないこととされている。

参 考

地方自治法第252条の20第1項

指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。また、事務所の位置については、住民の利用に便利である様に考慮しなければならない。

地方自治法第4条2項

事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

(2) 区役所の役割

各政令指定都市の状況を見ると、区役所の役割としては以下の2つが考えられる。

地域の実情に応じた、身近できめ細やかな行政サービスを行う「総合行政機関」

戸籍・住民基本台帳・印鑑登録などの諸証明事務

税・国民健康保険・国民年金・福祉・市民相談などの事務

選挙管理委員会に関する事務

また、先行政令指定都市の中には、上記のほかに保健・衛生業務や土木・建築業務などを行っているところもある。

地域の個性や特色を活かした住民と行政の協働のまちづくりを行う「協働の拠点」